

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|-----|-----|----------|----------|---|---|
| 1 | 23 | 第6章 | 3 | イ | 設計基本数値 | 「イ. 設計基本数値」と「オ. a. 設計計算書」は同じ資料を提出するものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 25 | 第6章 | 3 | オ. d (5) | 添付資料 | オ. d. に「別添資料要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料（運転管理を含む）」と記載があり、(5) 添付資料にも「要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）」と同じような内容の記載がありますが、どちらにも同じ資料を添付すればよろしいでしょうか。 また、この資料は、様式11-1のようなExcelの対比表で作成するという考えでよろしいでしょうか。 その場合、【運営・維持管理業務編】についてはExcelデータの提供がありませんでしたが、要求水準書を基に各社作成でしょうか。 | オ. d. の資料については、要求水準書に示す性能・機能を確認できる性能等を保証する資料であり、(5) の添付資料は、要求水準書以上の提案内容について、要求水準書に示す性能・機能を確認できる性能等を保障する資料となります。 |
| 3 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 第1回質疑回答（入札説明書No. 28）で「初年度の工事出来高は建設工事費の5%程度を想定」との回答がありましたが、特定事業契約本契約の成立が2022年12月ですので、承認手続き等を考慮すると3か月で5%の出来高を確保することは困難と思われます。次年度に繰り越すと考えてよろしいでしょうか。 また、各年度の出来高率についても工程に合わせ各社で提案が可能と考えてよろしいでしょうか。 | 可能な限り、初年度に交付対象事業として5%の出来高を計上できるように提案してください。 令和5年度以降については、令和5年度35%程度、令和6年度60%程度の出来高を想定していますが、詳細は協議により決定します。 |
| 4 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度に出来高を可能な限り計上するために、令和4年10月上旬の落札者の決定した時点から、12月の本契約を待たずして、基本設計および実施設計協議を開始する前提条件で、初年度の出来高計画をご提案させていただいてよろしいでしょうか。 | 本契約締結後に協議を開始するものとします。 |
| 5 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 施工監理のコンサルタント会社が決定する時期はいつ頃を予定されていますか。 | 本事業の契約締結と同様のスケジュールを予定しております。 |
| 6 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度の出来高として、基本設計費および実施設計費を計上可能と判断し、ご提案してもよろしいでしょうか。 | 設計費は工事内訳書に計上できないため、不可とします。 |
| 7 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度の出来高を可能な限り計上するために、既設の予備貯留槽解体工事を計上することをご提案してもよろしいでしょうか。 | 既設の予備貯留槽解体工事は交付対象外となるため、不可とします。 |
| 8 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度に出来高を可能な限り計上するために、施工監理のコンサルタント会社が決定する前から組合様と基本設計および実施設計、個別機器の仕様、図面の協議・承諾を先行して進めさせていただくことは可能でしょうか。 また、施工監理のコンサルタント会社が決定する前に、上述の協議結果の承諾を組合様からいただくこと可能でしょうか。 | 本契約締結後であれば施工監理のコンサルタント会社が決定する前からの協議は可とします。 No.5のとおり、本契約時には施工監理のコンサルタント会社も決定している予定です。 |
| 9 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度の出来高対象機器について、可能な限りの機器を出来高計上するために、令和4年10月上旬の落札者の決定した時点から先行して、基本設計および実施設計の承諾前から各対象機器の個別協議および承諾に応じていただける前提として提案してもよろしいでしょうか。 | 本契約締結後に協議を開始するものとします。 なお、初年度の出来高対象機器については、事前に対象機器を提示の上、基本設計および実施設計の承諾前から対象機器の個別協議および承諾に応じることは可とします。 |
| 10 | 28 | 第7章 | 6 | (4) | 工事出来高の確保 | 初年度の出来高対象機器の客先立会検査は工場検査とし、その検査結果をもって、検収していただく前提でご提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |

| | | | | | | | |
|----|----|--------|---|---|--|---|-----------------------|
| 11 | 37 | リスク分担表 | | | 設計変更リスク 建設着工遅延 工事費増大リスク 工事遅延リスク | 第1回目の入札説明書等に関する質問に対する回答書のうち、1 入札説明書に対する質問No. 49, 50, 51において「お見込みのとおりですが、具体的には契約協議において協議します。」と回答いただきましたが、貴組合の測量・地質調査では予期できなかった土壤汚染、地中埋設物（地下構造物、埋蔵文化財等）、地中障害物（転石等）及び建設用地の条件により、下水道放流配管、希釈水取水管の埋設配管ルートが変更になった場合の設計変更リスク、建設着工遅延、工事費増大リスク、工事遅延リスクは貴組合所掌であり、対応に費やした費用の請求方法について、契約協議において、具体的に協議することと理解してよろしいでしょうか。 | 記載事項については、お見込みのとおりです。 |
| 12 | 44 | 別紙6 | 3 | ア | 地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置 | 地域貢献に係る提案等からの乖離とは、設計・建設期間においては様式第13号-12-1の合計金額、運営・維持管理期間においては様式第13号-16-1の合計金額と実施計画書及び実施報告書の合計金額からの乖離との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

2 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|-----|-----|-----|------------------|---|--|
| 1 | 4 | 第1章 | 第1節 | 6 | 敷地面積 | 敷地境界について、要求水準書別添資料2(施設配置計画図(案))の外周部分が敷地境界であるとの回答をいただきましたが、その場合既存建物の敷地と今回の敷地が分離されているため、接道条件も別扱いとなるのではないのでしょうか。また、上記の場合工事種別は増築ではなく新築となるのではないのでしょうか。 | 別添資料2の赤枠は工事範囲であり、建築基準法上の敷地は既設建物を含んだ範囲となります。従って申請段階で既設建物が存在することから、工事種別は「増築」扱いとなります。 |
| 2 | 4 | 第1章 | 第1節 | 6 | 敷地面積 | 今回の新設処理棟が、既存処理棟も含んだ敷地内への「増築」である場合、建ぺい率や容積率などの条件はクリアされているものと考えてよろしいのでしょうか。 | 前回の確認申請時において敷地面積13,000㎡、既設建物の建築面積3,805㎡、延べ面積5,513㎡であることから「増築」扱いとしても今回計画規模を含めた場合、建ぺい率、容積率ともクリアできると判断しています。 |
| 3 | 4 | 第1章 | 第1節 | 6 | 敷地面積 | 万が一上記の敷地の接道や建ぺい率などの建築条件が満たされていない場合の、官庁協議や整備工事は本事業の範囲外と考えてよろしいのでしょうか。 | 整備工事はお見込みのとおりですが、官庁協議の資料作成及び協議への同席等の対応は本事業に含むものと考えてください。 |
| 4 | 5 | 第1章 | 第2節 | 6 | 4) (2) 取水 | 「第1回質疑回答No.7」にて、取水可能量については希釈に必要な量(550㎡/日程度)とご回答いただいておりますが、希釈水は連続的に放流されていると考えてよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 10 | 第1章 | 第7節 | 3. | 契約不適合確認要領書 | 契約不適合確認要領書の提出時期については、引き渡し前と想定してよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 10 | 第1章 | 第7節 | 4. | ⑤主要装置の耐用が著しく短い場合 | 耐用年数については、取扱説明書、運転マニュアル、試運転報告書等に準拠した運転を行った上で、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」に記載されている参考耐用年数を基に検討されると理解してよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 12 | 第1章 | 第3節 | 2 | 2) 既存設備撤去工事 | 「第1回質疑回答No.11」にて、既存設備撤去工事の内容物処理、清掃を含むとのことですが、撤去工事時点の既設予備貯留槽の液位は、既存ポンプ停止レベルまで下げられていると考えてよろしいのでしょうか。その場合の液位寸法（水槽釜場底部からの寸法）をご教示願います。 | お見込みのとおりです。 液位の運転レベルLLについては1.3m～1.5m程度となっています。 |
| 8 | 12 | 第1章 | 第3節 | 2 | 2) 既存設備撤去工事 | 既設予備貯留槽について、組合様で過去に浚渫を実施されたことがございましたら、その時のおおよその浚渫処分量をご教示願います。また、直近の同水槽浚渫実施時期についてもご教示願います。なおこれまで浚渫されたことがない場合は、既設予備貯留槽の現在までの使用期間をご教示願います。 | 別添資料8のとおり、既設予備貯留槽は容量が大きいもの（以下、「貯留槽（大）」とします）と小さいもの（以下、「貯留槽（小）」とします）があります。 貯留槽（大）については平成17年度頃に浚渫を実施（処分量は不明）、貯留槽（小）については毎年槽内清掃の際に浚渫を実施しています。 |
| 9 | 12 | 第1章 | 第3節 | 2 | 2) 既存設備撤去工事 | 既設予備貯留槽に貯留されるし尿等は、バキューム車から直接本水槽に投入されたもののでしょうか。または既設し尿処理施設の受水槽でいったん受け入れてからポンプ圧送で本水槽に移送されたもののでしょうか。 | 既設し尿処理施設の貯留槽からポンプ圧送で移送しています。 |
| 10 | 12 | 第1章 | 第3節 | 2 | 2) 既存設備撤去工事 | 既設予備貯留槽内の浚渫物について、既設し尿処施設側で受入れすることは可能でしょうか。 | 浚渫物については、一般廃棄物として、事業者の責において処理してください。 |
| 11 | 12 | 第1章 | 第3節 | 2 | 2) 既存設備撤去工事 | 現状、既設予備貯留槽を使用される時期と期間についてご教示願います。 | 貯留槽（大）は常時使用可能な状態ですが、ほぼ使用しておらず、災害発生時や12月等の繁忙期に使用している場合があります。貯留槽（小）は4月に投入し、9月下旬に槽内清掃分を処理しています。 |
| 12 | 24 | 第2章 | 第3節 | — | プロセス用水及び希釈水 | 「希釈水は隣接する下水処理場である大曲処理センターからの下水放流水を利用する。」とありますが、大曲処理センターに起因する事由で希釈水を取水できなくなった場合についてご教示願います。 | 大曲処理センターからの希釈水の取水が不可能な場合は、井水等で補填する等を提案してください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|-----|-----|-----|----------------|--|---|
| 13 | 24 | 第2章 | 第4節 | — | 搬入し尿等の性状 | 搬入し尿、浄化槽汚泥及び農集排汚泥の性状に関して、非超過確率75%値とありますが、算出にあたって使用された検体数をご教示願います。また、別添資料9以外に参考にできる性状分析結果があればご提示願います。 | 検体数は別添資料9のとおりです。別添資料9以外の参考資料として、直近3年間の混合し尿の性状を添付資料1に示すので、ご参考ください。 |
| 14 | 50 | 第3章 | 第4節 | 3-2 | 汚泥反応槽 | 汚泥脱水機の機器仕様により、汚泥反応槽を必要としない場合は設けなくてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 15 | 58 | 第3章 | 第5節 | 2-1 | 6) 構造等 | 高・中濃度臭気捕集ファンは「吸音材張りの防音室に収納すること」とありますが、機械設備共通仕様に記載のとおり十分な保守点検スペースと騒音対策を施した場合は防音ボックス内設置としてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 66 | 第3章 | 第9節 | 1-1 | 3) 井戸径等 | 新設建屋との干渉の恐れがある為、既設井戸から既設建屋までの埋設ルートをご教示願います。既設井戸ルート不明に伴い工事費が増大した場合のリスクは、貴組合の所掌と理解してもよろしいでしょうか。 | 添付資料2をご参考ください。 |
| 17 | 79 | 第4章 | 第6節 | 2-8 | (2) 水張試験 | 水張試験用水について、下水処理水を使用することは可能でしょうか。 | 水張試験用水は井水または上水を使用してください。 |
| 18 | 111 | 第5章 | 第7節 | — | 既存設備撤去工事 | 「第1回質疑回答No.139」にて、浚渫作業は事業者の範囲とありますが、平成30年6月22日付環境省通知文書（環循適発第1806224号、環循規発第1806224号「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」）記載の通り、残置物の清掃・処分については、貴組合が運搬業者・処分業者と直接契約していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 再委託契約に該当する可能性もあるため、契約自体は組合にて締結又は三者契約を締結するものとしますが、契約手続対応及び清掃・処分等の費用負担は事業者の所掌となります。 |
| 19 | 111 | 第5章 | 第7節 | — | 既存設備撤去工事 | 本工事の範囲内における既存設備（予備貯留槽、屋外機器設置基礎等）については、本工事において撤去することとありますが、既設予備貯留槽は躯体劣化診断（必要時は補修）、槽内防食補修を行い、継続して利用する提案は可能でしょうか（ごみ焼却施設が工事などにより助燃剤の受入停止期間、災害などの緊急時のし尿受入増量などのパuffaとして継続して利用できるように提案したいと考えております。通常運転時は使用致しません）。 | 不可とします。 |
| 20 | 111 | 第5章 | 第8節 | — | 1. 試験対象項目 | 要求水準書【運転管理業務編】P.17「4. 搬出入物及び水質に係る分析業務」に記載の「水質、性状等については必要な日常管理項目を設定し、異常時に速やかに対応できるよう管理すること。」に則り、〔〕内の試験対象項目を設定してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 21 | 別添資料6 | — | — | — | 下水道処理水取水位置図 | 入札説明書等に関する質問書(第1回)、2要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No.154でご回答いただいたように、希釈水取水位置の水位が十分に確保されていない場合、希釈水を必要量確保できない可能性があります。その際、希釈水不足分を井水で補填してもよろしいでしょうか。 | 下水道放流水から希釈水が必要量取水できない場合は不足分を井水で補填することを可とします。 |
| 22 | 別添送付8 | — | — | — | 既存設備図 | 撤去対象となる既存設備には、アスベスト含有物はないとの事ですが、受注後に分析資料をご提示いただけるとの考えでよろしいでしょうか。分析資料が無い場合、受注後再分析が必要となりますが、この際の工事費増大のリスクは貴組合の所掌と理解してもよろしいでしょうか。 | 予備貯留槽のアスベスト分析資料はありません。解体工事前の事前調査及び届出関係等は事業者により実施してください。なお、アスベスト含有物が見つかった際の工事費増大リスクについては、お見込みのとおりです。 |
| 23 | 別添資料⑨ | — | 第8節 | — | (参考) し尿等性状分析結果 | 3か月間(令和2年9月～11月)の性状分析結果をご提示いただいておりますが、季節による搬入性状の変動確認のため3年分程度の分析結果を追加でご提示いただけないでしょうか。 | 添付資料1をご参考ください。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|-----|------|----------------------|---|---|--|
| 1 | 4 | 第2章 | 第1節 | 4 | (2)放流：大仙市公共下水道 | 下水道使用料金低減に係る運営手法として、汚泥の搬入性状から、放流水の希釈倍率を毎日設定することも考えられます。放流水の水質と放流量が変動することについて、下水道施設を管理する大曲処理センターと合意済みであるという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 ただし、バッチ式の放流等で放流量を変動させた際に、濃い性状の放流水が下水処理場に流入して悪影響を処理に与えないように、放流水槽にもピット及び攪拌機能を持たせる等の対応を下水処理場から要望されているので、対応を検討してください。 |
| 2 | 6 | 第2章 | 第2節 | 4 | プロセス用水及び希釈水 | 希釈水である下水放流水の水質変動によって生じる、希釈倍率変動及び下水道放流料金増額のリスクは貴組合の所掌と理解してもよろしいでしょうか。 | 下水道料金については変動費になるため、搬入性状や希釈水の水質の変動による下水道料金の増減リスクについては事業者の所掌となります。 ただし、搬入性状や希釈水の水質の変動が大きく、多大な影響を受ける場合等は協議対象とします。 |
| 3 | 9 | 第2章 | 第4節 | — | 場外処分 | 場外処分の北側走行ルートについて、公道・私道の区分をご教示ください。 | 河川敷道路から門扉までは市道またそれに準ずる道路であり、門扉内は私道（組合所有）を利用しております。 |
| 4 | 9 | 第2章 | 第4節 | — | 場外処分 | 第1回目の回答（No. 8）で走行ルートに関して、北側を通るとのご指示ですが、大曲仙北広域中央ごみ処理センターへのアクセスも北側からと理解してよろしいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 13 | 第2章 | 第14節 | — | 明渡し基準 | 大きな破損や汚損に関し、経年に伴う発錆等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | 日常点検等が適切に実施されていることが前提で、処理機能上問題がない程度の経年に伴う発錆は含みません。 |
| 6 | 13 | 第2章 | 第14節 | — | 明渡し基準 | 「当該検査の結果、本施設が運営・維持管理期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施すること。」とありますが、補修は運営・維持管理期間終了までに完了することが必要との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 15 | 第4章 | 第1節 | 4 | 沈砂の取り扱い | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 21にて、搬送車の規格は「4t車未満」と回答にありますが、大曲仙北広域中央ごみ処理センターの受け入れ可能車両サイズが4t車程度であることを鑑み、「4t車以下」を搬送車の規格としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 15 | 第4章 | 第1節 | 4. 5. 6. 7. | 沈砂の取扱い し渣（きょう雑物）の取扱い（発生する場合） 資源化物（助燃剤）の取扱い 助燃剤搬出車両 | 本事業の「沈砂、し渣（きょう雑物）、資源化物（助燃剤）」は一般廃棄物と認識しておりますが、「沈砂、し渣（きょう雑物）、資源化物（助燃剤）」を運営事業者の運転員が車両を用いて貴組合所管の大曲仙北広域中央ごみ処理センターへ運搬する場合は、運営事業者の一般廃棄物運搬業の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。 | 組合から直接委託を受ける運営事業者が運搬する場合はお見込みのとおりです。 |
| 9 | 15 | 第4章 | 第1節 | 4. 5. 6. 7. | 沈砂の取扱い し渣（きょう雑物）の取扱い（発生する場合） 資源化物（助燃剤）の取扱い 助燃剤搬出車両 | 「本事業の「沈砂、し渣（きょう雑物）、資源化物（助燃剤）」は一般廃棄物と認識しておりますが、貴組合所管の大曲仙北広域中央ごみ処理センターへ運搬するにあたり、運営事業者が運搬業務を運搬業者に委託する場合は、環境省通知（平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号）に基づき、貴組合、運営事業者及び当該運搬業者との間で三者契約を締結すると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 15 | 第4章 | 第1節 | 7. | 助燃剤搬出車両 | 搬出車両の調達方法にご指定（リース、委託による三者契約等）はありますか。 | 各社ご提案下さい。 |
| 11 | 15 | 第4章 | 第1節 | 7 | 助燃剤搬出車両 | 助燃剤搬出車両ですが、大曲仙北広域中央ごみ処理センターに搬入する車種は、コンテナ積載のアームロール車を採用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |

| | | | | | | | |
|----|----|-----|-----|---|-----------------|--|---|
| 12 | 15 | 第4章 | 第1節 | 7 | 助燃剤搬出車両 | 「搬出車両は覆蓋式もしくはコンテナ式等」とありますが、ダンプ車にシートに被せる方法でもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 13 | 17 | 第4章 | 第3節 | 4 | 搬出入物及び水質に係る分析業務 | 運転管理上必要な測定は、対象・項目・頻度を運転管理業務実施計画書に示した上で実施とありますが、要求水準書【設計・建設工事編】P111第8節1.試験対象項目に記載の項目は、運転管理業務実施計画書に記載した項目に合わせて変更可能であり、併せて2.分析主要機器および備品についても変更が可能という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書【設計・建設工事編】に記載の項目については、測定してください。分析方法（簡易測定含む）及び分析主要機器についてはご提案ください。 |
| 14 | 18 | 第4章 | 第5節 | 3 | 点検・検査 (槽内清掃) | 第一回目の回答（No.43）において、既設の槽内清掃は春・秋に実施しているとのことでしたが、各水槽における1回あたりの処分量の実績をご教示願います。また、処理量に洗浄水が含まれているかご教示願います。 | 処理水含む52㎡で設計しております。ただし、槽内残量が大きく影響するためその限りではありません。 |
| 15 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 現在、本施設建設予定地北側道路（別添資料2）の除雪業務は、大仙市様にて実施しているという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 除雪業務について、現施設敷地内及び旧焼却施設跡地、本施設建設予定地北側道路は、業務対象外であるという認識でよろしいでしょうか。本事業の業務対象である場合は、旧焼却施設跡地の除雪面積をご教示ください。 | 現在、北側道路（組合所有地）は大仙市様で除雪していただいています。しかし、融雪設備の設置箇所は対象外であり、新施設での除雪については、今後の協議になります。現在の除雪範囲については、添付資料3をご参考ください。 |
| 17 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 現施設敷地内の除雪については、第1回目の質疑回答にて「現施設の解体と関連するため、受注後の協議」とありましたが、事業費算出の参考にするため、現施設敷地内の除雪面積についてご教示ください。 | 現在は、職員駐車場・1号井戸ポンプ室前（必要な場合、第2ストックヤード）、職員駐車場前のスペース、施設入口出口・汚泥搬出ホッパまでの搬入搬出路までが除雪範囲となっています。現在の除雪範囲については、添付資料3をご参考ください。 |
| 18 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 旧焼却施設跡地の植栽業務について、除草面積と樹木の種類、本数をご教示ください。 | 旧焼却施設跡地の除草等は中央ごみ処理センター包括委託業務にて基本的な管理としておりますが、隣接箇所及び共有箇所については、協議になります。現在想定している植栽業務の範囲については、添付資料4をご参考ください。 |
| 19 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 現施設敷地内の植栽業務は、第1回目の質疑回答にて「現施設の解体と関連するため、受注後の協議」とありましたが、事業費算出の参考にするため、現施設敷地内の除草面積と樹木の種類、本数についてご教示ください。 | No.18のとおりです。 |
| 20 | 23 | 第4章 | 第9節 | 5 | 清掃 | 降雪時の除雪について、雪捨て場(雪堆積場)の指定があればご教示ください。 | 旧焼却施設跡地・緊急時使用の仮置き場等の組合所有地に排雪ください。ただし、第2ストックヤード等の施設の使用が可能となる場所に排雪してください。排雪可能場所については、添付資料3をご参考ください。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

3 落札者選定基準に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|-----|-----|-----|------|--|------------------|
| 1 | 9 | 第4章 | | | 表4-2 | 設計・建設工事に関する事項の「①地元貢献」提案において、管内企業への発注が定量評価として評価されるという理解でよろしいでしょうか。 | 審査の視点に準拠して評価します。 |
| 2 | 9 | 第4章 | | | 表4-2 | 設計・建設工事に関する事項の「①地元貢献」提案において、管内企業への発注が定量評価として評価される場合、8点の配点のうち何点が定量評価の対象となるかご教示いただけないでしょうか。 | No.1のとおりです。 |
| 3 | 9 | 第4章 | | | 表4-2 | 設計・建設工事に関する事項の「①地元貢献」提案において、管内企業への発注が定量評価として評価される場合、評価対象となるのは管内企業への発注額なのか、入札額に対する管内企業への発注額の割合となるのかご教示いただけないでしょうか。 | No.1のとおりです。 |
| 4 | 10 | 第4章 | | | 表4-3 | 運営・維持管理に関する事項の「①地元貢献」提案において、地元雇用および管内企業への発注が定量評価として評価されるという理解でよろしいでしょうか。 | No.1のとおりです。 |
| 5 | 10 | 第4章 | | | 表4-3 | 運営・維持管理に関する事項の「①地元貢献」提案において、地元雇用および管内企業への発注が定量評価として評価される場合、8点の配点のうち何点が定量評価の対象となるかご教示いただけないでしょうか。 | No.1のとおりです。 |
| 6 | 10 | 第4章 | | | 表4-3 | 運営・維持管理に関する事項の「①地元貢献」提案において、地元雇用および管内企業への発注が定量評価として評価される場合、評価対象となるのは管内企業への発注額なのか、入札額に対する管内企業への発注額の割合となるのかご教示いただけないでしょうか。 | No.1のとおりです。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

4 様式集に対する質問

| No. | 様式 | 項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|-------------------|-----------|------------------|--|--|
| 1 | 様式集全般 | | 注釈 | 提出する様式について、注釈を加える場合は、枠外下部に記載してよろしいでしょうか。 | 注釈は枠内に記載する又は添付資料として別途提出ください。 |
| 2 | 様式第10号 | | 入札提案書類提出届 | (記) 以下に提出書類名および部数を記載する事とありますが、入札説明書第4章提出書類3 入札提案書類に明記されてる表の通りの項目、部数の記載でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 第11号-1 | | 要求水準書に対する設計仕様書 | 第1回質疑回答（様式集質疑No.20）にて、本書は「施設計画図書に添付する」とのご回答がありましたが、具体的には入札説明書p23に記載の「施設計画図書 ウ.設計仕様書」に該当すると考えてよろしいでしょうか。 | 設計仕様書の次に添付してください。 |
| 4 | 様式第12号 参考資料2~4 | 費用明細書 | 固定費・変動費 | 薬品費（薬剤費）について、薬種毎に固定費と変動費に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず交換・補充が必要となる脱臭用活性炭・消臭剤等については、固定費に分類することと考えてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 5 | 様式第12号 参考資料2~4 | 費用明細書 | 固定費・変動費 | 第1回目の入札説明書等に関する質問に対する回答書のうち、4 様式集に対する質問No. 32、33において「薬品費（薬剤費）について、薬種毎に固定費と変動費に振り分け」、「電力使用料金について設備毎に固定費と変動費に振り分け」については付加もしくは入札説明書の条件を参照するようにとの回答がありましたが、8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問No. 29、30ではいずれも可としますとの回答があります。いずれの回答を正とすればよろしいでしょうか。 | No. 4のとおり、提案を可とします。 |
| 6 | 様式第13号-12-1 | | 地域貢献（設計・建設事業）の内訳 | 第1回目の入札説明書等に関する質問に対する回答書のうち、4 様式集に対する質問No. 39において「管内企業は、組合管内に事業所（許認可登録を必要とする業種にあつては、当該認可等を受けている事業所）等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業とします。」と回答いただきましたが、組合管内に本社があるが、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有していない企業も管内企業となるという理解でよろしいでしょうか。 | 組合管内に本社があるが、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有していない企業は管内企業とは見なしません。 |
| 7 | 様式第13-14-1 | 主要機器の耐用年数 | 整備スケジュール | 本業務期間外の整備スケジュールについて、記載事項と同様の整備を次期受託者が行わない場合に支障が生じた場合は、次期受託者の責任になるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 様式第13号-15-1 | 維持管理費内訳表 | 【電力費】 | 電力費は各応募者が想定している電力会社の単価を用いると認識しています。一方で、電力量料金単価を構成する燃料調整費単価は毎月の変動が大きく、対象月の選択が事業費に大きく影響します。各応募者同一の条件下で、価格点の評価を行うため、燃料調整費単価は2022年7月分の単価としていただけないでしょうか。 | 各社提案とします。 |
| 9 | 第13号 | 15号 1,2 | 維持管理費内訳表 | 様式集p37の項目「維持管理性と作業安全性の確保」の注意事項に、「様式第13号-15-1及び第13号-15-2を記載し、様式第13号-15と第13号-16の間に挟み製本すること。」との記載がありますが、様式13-15-1及び15-2は、様式13-11「ライフサイクルコストの低減策」への添付資料と理解してよろしいでしょうか。 | 様式集に記載のとおりです。 |

| | | | | | |
|----|-------------|------|--------------------|--|---|
| 10 | 様式第13号-16-1 | | 地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳 | 第1回目の入札説明書等に関する質問に対する回答書のうち、4 様式集に対する質問No. 39において「管内企業は、組合管内に事業所（許認可登録を必要とする業種にあつては、当該認可等を受けている事業所）等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業とします。」と回答いただきましたが、組合管内に本社があるが、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有していない企業も管内企業となるという理解でよろしいでしょうか。 | No. 6のとおりです。 |
| 11 | 第13号 | 16 1 | 地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳 | 地域の人材活用において、地元企業と派遣契約を結ぶ場合、表中の賃金には当該地元企業への支払金額を計上するとの考えでよろしいでしょうか。 | 事務作業及び植栽管理等で人材派遣会社等と派遣契約を結ぶ場合は、「①地域の人材活用（地元貢献）」ではなく「②運営・維持管理期間中の管内企業の活用（管内企業への発注）」に計上してください。 なお、地域の人材活用として派遣される人材については、組合管内に在住し、組合構成市町いずれかの住民票を有している人材としてください。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

5 基本協定書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|---|---|---|---|-----|-------|------|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |

- ※1 質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ※2 質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。
- ※3 項目の数字入力は半角を使用すること。
- ※4 1～8まで1つのエクセルファイルで作成し、シートを分けること。

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

6 基本契約書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|---|------|---------|---|-------|---|---------------------------|
| 1 | 4 | 第18条 | 第2項・第3項 | | 契約の不調 | 「受注者の責により特定事業契約が締結できなかった場合、入札価格の10分の1の額を損害賠償として支払う」につきましての「受注者の責」には、優先交渉期間の協議において、条件などで双方折り合いがつかず契約合意に至らないといったケースは含まれないと考えてよろしいでしょうか。 | 受注者の責によらない場合は、お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|------|---|---|------------|--|------------------------|
| 1 | 14 | 第28条 | | | 第三者に及ぼした損害 | 発注者に対して負う損害賠償責任の範囲・金額につきまして、「現実に発生した通常かつ直接の損害の賠償に限定され」「その額は請負代金額を限度とする」あるいは「保険でカバーできる範囲とする」等の金額上限についてご協議させて頂きたくお願い致します。またいわゆる間接損害につきまして、発注者に生じた直接的な損害であり合理的に算出できる内訳として頂きたく、その範囲について併せてご協議のほどお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書（案） のとおりとします。 |

入札説明書等に関する質問に対する回答書（第2回）

令和 4年 6月 22日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答内容 |
|-----|----|------|---|---|-------------------|--|--|
| 1 | 3 | 第5条 | 7 | - | 住民協定等 | 工事車両等の地域内道路の通行の禁止に関する住民協定が締結されているとありますが、地域内道路について具体的にどの道を指すのかご教示願います。 | 地域内道路は施設周辺の地元住民の生活道路全般を指します。現在のバキューム車走行ルートである河川敷を通行し、施設北側に接続する北側道路以外は全て該当するものと考えてください。 |
| 2 | 3 | 第5条 | 7 | - | 住民協定等 | 工事車両等の地域内道路の通行の禁止に関する住民協定が締結されているとありますが、協定の有効期間をご教示ください。 | 永年と考えてください。 |
| 3 | 12 | 第38条 | 1 | | (性状) | 「要求水準書等に定める性状の範囲内」とありますが、添付資料9に示される性状と理解してよろしいですか。 | 要求水準書や添付資料、質問回答やご要望に応じて現地見学会時に提供したサンプル等もご参考ください。 |
| 4 | 12 | 第38条 | 1 | | (性状) | 「処理対象物の性状が、要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運営・維持管理業務委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。」とありますが、要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した場合には、変動費の処理単価も見直しを請求できると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。変動費の処理単価の見直しについては請求を受けた後、協議により決定します。 |
| 5 | 12 | 第38条 | 2 | | 性状 | 要求水準書に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物と判断するために必要な分析対象、分析項目、分析頻度をご提示願います。 | 分析対象及び分析項目、分析頻度は、要求水準書等や下水道施行規則第15条等の関係法令に基づくものとします。 |
| 6 | 12 | 第38条 | 4 | - | 性状 | 「本施設に搬入された処理対象物の性状が要求水準書等に定める性状の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。」とありますが、こちらは運営・維持管理期間全体を通じて、一事業年度の毎月のデータに対し性状が範囲内であるかについて判断を行う、という理解でよろしいでしょうか。 | 一事業年度を単位とし、毎週のデータを確認し、通年を通して性状が範囲内であるか判断します。 |
| 7 | 12 | 第38条 | 5 | | 性状 | 搬入し尿等のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等について、下水道施行規則第15条等の関係法令に基づいて、協議するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 15 | 第48条 | 4 | - | 本事業終了時の明け渡し条件 | 「受託者の責任及び費用負担において、必要な補修を実施」とありますが、費用負担とは、別紙4の費用負担に従って負担するという理解でよろしいでしょうか。 | 明渡し時に、受託者の責任において実施した必要な補修については、受注者の費用負担となります。 |
| 9 | 15 | 第49条 | 3 | - | 委託者の解除権 | 「30日以内の期間を定めて、受託者に対し履行を催告し」とありますが、こちらは30日以内の任意の期間ではなく、30日以内に履行すべきという理解でよろしいでしょうか。また、貴組合が指定する事業者に対して、本業務の一部又は全部を委託をするにあたり、業務を円滑に引き継ぐため、30日以上（60～90日程度）の期間を定めていただけないでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりとします。 |
| 10 | 20 | 第60条 | | | 第三者への賠償 | 委託者に対して負う損害賠償責任の範囲・金額につきまして、「現実に発生した通常かつ直接の損害の賠償に限定され」「その額は委託代金額を限度とする」あるいは「保険でカバーできる範囲とする」等の金額上限についてご協議させて頂きたくお願い致します。またいわゆる間接損害につきまして、委託者に生じた直接的な損害であり合理的に算出できる内訳として頂きたく、その範囲について併せてご協議のほどお願い申し上げます。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりとします。 |
| 11 | 27 | 別紙3 | 1 | - | A①変動費 B②固定費 ii | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質疑回答書No. 29で薬品毎に変動費と固定費 ii に振り分けることを可としています。様式集に対する質疑回答書No. 32では振り分けを不可としています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 | 振分けの提案を可とします。 |

| | | | | | | | |
|----|----|-----|---|---|------|---|-------------|
| 12 | 32 | 別紙5 | 2 | — | 機械保険 | 機械保険は施設の所有者が加入する保険だと理解しております。運営事業者の誤操作により機械が故障した場合は、企業総合賠償責任保険の特約にてカバーさせていただきたいと考えております。機械保険の加入の是非は事業者で選択できると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
|----|----|-----|---|---|------|---|-------------|